

高知工業高等専門学校企画委員会規則

制 定 平成 26 年 2 月 20 日

(設置)

第 1 条 高知工業高等専門学校に、高知工業高等専門学校企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 将来構想に係る事項
- (2) 中期目標、中期計画、年度計画の企画及び立案
- (3) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科長及び副専攻科長
- (4) 各学科長
- (5) 各センター長
- (6) 事務部長
- (7) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(委員以外の出席)

第 5 条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校リエゾン・企画委員会規則（平成 10 年 3 月 5 日制定）は、廃止する。